

「表紙共 14枚」

令和3年4月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年5月10日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

4 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第7号 5月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件
- 7 その他
 - (1) 3月戸別訪問集計表について
 - (2) 5月現地調査
 - 日 時 5月26日（水）午前9時～
 - ※ 調査委員

(3) 5月調査委員会

日 時 5月31日(月) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 5月定例総会

日 時 6月8日(火) 午後2時00分～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

5月21日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

- (6) その他
- ・ 「4月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・ 「4月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。日田市内で、連日コロナの感染者が確認されております。今回は農業委員のみで開催いたしております。なるべく短時間で会を進めてまいりたいと思います。これから先、田植の準備等で忙しくなったり暑くなったりしますので、くれぐれも熱中症には気をつけて作業していただきたいと思います。それでは着座しまして、議事を進めてまいりたいと思います。会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、3番の横田秀喜委員、9番の湯浅正徳委員にお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案訂正でございます。事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。まず議案訂正の前に、ご報告がございます。4月の調査委員に変更がございましたのでご報告します。前回4月8日の定例総会で、4月の調査委員として3名の委員を指名させていただいており</p>

ましたが、今回配付いたしました議案集の表紙をごらんになってお気づきかと思えますけど、当初、指名いたしました14番の中島委員について、どうしても外せない別の行事が後日決定し、重複することになったということで、交代の申出がございました。それで、事務局のほうで17番の原田委員にお願いしましたところ快く引き受けていただきましたので変更いたしました。4月23日の現地調査、それから4月28日の調査委員会には、原田委員のほうに調査委員として、出席していただきましたので、ご報告いたします。

引き続き議案訂正のほうでございます。今お手元のほうに、A4の半分のメモ紙みたいなものを、先ほど配らせていただきました。そちらのほうをごらんになりながらよろしくお願ひします。

まず、まず議案の第4号、農地法第4条の規定による許可申請の件についての7ページの部分でございます。15番、大字三和〇の案件でございますが、こちらの譲渡人の〇さんの職業を会社員と表示しておりましたが、農業というのが正しかったですので、訂正させていただきます。続いて、以下は議案ではございませんが、本日お手元に配りましたチェックシートのほうに訂正がございます。議案第5号の利用権関係のチェックシートの部分ですけれども、11ページの番号162番。賃貸人の氏名に〇さんがいらっしゃいますが、〇さんの〇という字が、普通の〇を記載してありますが、正しくは、〇です。議案書のほうには正しく表示しておりますので、ご確認いただければと思います。2件目が12ページの番号169番。こちらも賃貸人の〇さんの〇の字が違っておりました。こちらも、議案書のほうは正しく表示しております。続いて16ページの番号187番。こちらは賃借人の氏名、〇のお名前ですが、〇のお名前の〇様の〇の字を訂正させていただきます。大変失礼いたしました。議案訂正のほうは以上でございます。

続いて、議案の追加案件がございますので、ちょっと説明いたします。本日、お手元に2枚つづりの定例総会議案、カッコ別冊というものをお配りしております。そちらと、資料1、カッコ追加というのがあると思いますが、こちらは農地法第4条の分で、14番ですが、所定の締切までには申請は出ておりましたが、議案として上げるべきか県との協議が必要でございまして、少しそちらのほうに手間取りました。現地調査と調査委員会のほうで協議を行いました、やはり県からの指導に従い議案に上げるかどうかを委ねる形になりまして、本日の総会までに結論が出れば、議案に上げることでございますが、結果的に議案として審議が必要ということで結

	<p>論が出ましたので、郵送で予め配付しておりました議案第2号の3件の審議の後に、本日の追加分として審議いたしますので、どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>ちょっと長くなりましたが、私のほうからは以上でございます。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、8番飯田隆委員、10番川津美利委員、17番原田文利委員でございます。調査委員長は、8番の飯田隆委員でございます。飯田委員、お願いいたします。</p> <p>調査委員長の飯田委員、現地に行かれた感想なり、一言お願いいたします。</p> <p>調査委員 (飯田 隆)</p> <p>こんにちは。先月23日にですね、私と原田委員に川津委員、それから事務局の職員さん方と、現地調査に行っただけです。3条申請が4件、4条が1件プラスで4件、5条の申請も10件あっております。慎重審議のほうよろしくをお願いします。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>それでは、私のほうから農地法3条の申請分について説明いたします。議案集1ページからお願いします。</p> <p>まず28番からご説明いたします。大字羽田〇ほか、全部で5筆で、譲渡人が〇さん、譲受人が〇さん、同じ世帯のお子さんへ贈与したいということです。場所は東羽田町、高花集落、高花公民館の南側に1筆、東に4筆あります。航空写真で見ると、このようになっておりまして、こちらが字図です。こちらが北西側からの1筆ずつ、現在の状況です。</p> <p>次が29番、大字羽田〇、譲渡人が刃連町の〇さん、離農のため譲り渡したいということです。譲受人が上城内町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は県道日田玖珠線沿い、〇さんの〇のすぐ近くになります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっ</p>
--	---

<p>調査委員 (飯田 隆) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ております。この譲受人の○さんはご住所、農地も上城内のほうにあるのですけれども、以前からこの申請地近辺にも4反ほど農地を経営している方ということです。</p> <p>続きまして、議案集2ページに行きまして、30番、中津江村栃野○で、譲渡人が○さん、譲受人が○さんで、管理が難しく、農業の規模を縮小していきたいということで、売買を行うということです。場所は、津江中学校のほうから西側に山道をかなり入っていったところになるのですけれども、上から見た地図で見ますと、○の真北ぐらいになります。航空写真がこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況です。最近は作付をしてないように見受けられたのですけれども、こちらは堆肥を撒いていて、耕作ができるように準備をしているところでした。</p> <p>最後に31番、友田○で、譲渡人が○さん、高齢で管理が出来なくなったため譲り渡したいということで、譲受人が○さん、すぐご近所にお住まいですけれども、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は国道386号、○さんのすぐ隣に位置しております。航空写真で見るとこのようになっておりまして、字図がこちらです。現在の状況です。こちら奥に梅と柿の木が植わっておりますけれども、この手前側にはユズの木を植えるということです。ちょっとこの写真から見にくいのですけれども、奥にもこの譲受人の所有の雑種地ではあるのですが、碎石置場になっておりまして、こちらに関しては木を植えるということで、くれぐれもそういう碎石置場などには使わないということは、こちらからも口頭で確認はしております。</p> <p>3条の申請は以上4件になります。ここで現地調査にご同行いただいた飯田委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私達がこの4件を見た限りでは、別に問題はないと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。では、次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。3条については今回は1ページで、こちらのチェックシートの項目に該当しないことが3条の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上になります。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ないようでございます。なかったらですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、追加がございますので4件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは議案3ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は3件と追加の1件、合わせて4件申請がありました。</p> <p>まず番号11、大山町西大山〇、地目は台帳が田、現況が山林、面積が1,328㎡の第2種農地です。申請人は日田市大山町の〇さんです。申請理由は既に植林用地として利用しており、許可を受けていなかったため、始末書をいただく案件となります。場所は上から見ますと、近くには〇さん、〇さんなどありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このような形になっております。こちらが字図です。現況、このようなふうになっておりまして、既に様々な木が植えられているという状況です。</p>

続きまして、番号12、こちらは一時転用の案件となります。大字有田〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が900㎡の第2種農地ですが、そのうち343.4㎡を申請するものです。申請人は日田市中尾町の〇さんです。申請理由は農地を造成し土地の利便性を高めて畑として利用したいとのことです。場所は近くに大分県立日田支援学校や、ちょっと離れてますが、有田小学校がありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。字図がこちらです。現況はこのような形で飼料作物のようなものが育てられている状況です。

続きまして、番号13、ページを1つめくってください。天瀬町女子畑〇で、地目は台帳、現況ともに田で、面積が685㎡の第2種農地です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。駐車場として利用するため申請するものです。場所のご説明をいたします。近くには、〇さんや、天瀬の〇さんなどがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真がこのようになっておまして、写真自体が少し古いのですが、赤く印をつけているところが申請地です。同じものの字図です。現況の写真はこのようになっております。

続きまして、追加の案件のほうに行きますので、別にお配りしております別冊のほうをごらんください。番号が14になります。大字高瀬〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が39,611㎡の第1種農地です。申請人は日田市誠和町の〇さんです。牛舎、堆肥舎用地として利用するため申請するものです。第1種農地ですので転用は原則不許可ですが、資料No.1追加の最後のページにございますように、農業用施設であるため不許可の例外ということになります。場所などをご説明いたします。近くには上野浄水場や〇さんなどございまして、〇さんの施設などがあるところの一番奥のほうにある赤く丸をしているところになります。航空写真で見ると、こちらの1筆、このような赤く囲んでいる形をした土地です。字図がこのようになっております。現況の写真はこのようになっております。奥のほうには既に別の牛舎などが建ってあります。こちらはこの申請地に含まれていません。これについて、これまでの経緯などをご説明しようと思っております。既に建っている施設を建てる段階での事前のご相談を受けたのが平成28年度頃でございます。当時の許可権者であります県の西部振興局にご相談し、事務局と県の西部振興局の担当で現地を確認し、採草放牧地であるとの判断をいたしました。農地法4条の場合、採草放牧地は対象ではありませんので、申請ないしは許可は不要として回答していたため、既に牛舎などが建てられているという状況になっております。その上で今回の申請についてですが、既に建てられている牛舎等とは別

	<p>に、新たな牛舎、保育棟というふうに図面には書かれておりました。これを建てたいとの申請をいただきましたので、先ほどご説明した過去の経緯を踏まえ、県の指導を仰いだところ、県を通して国からそもそもの28年度の時点で許可が要る案件であったとの回答がありました。このため追認とさせていただいております。また、採草放牧地については、地目が畑や田などの農地ではなく原野などであるはずであり、例えば県内であれば、久住のようところが採草放牧地であるという考え方とのことです。つまり、こちらの土地はやはり本来は4条の申請、許可が必要であったところということになります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>4条ですが、11番の分がこれは始末書をいただくということです。あと3件については、私達が見た限り問題はないかと思っております。よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございます。チェックシートのご説明をいたします。11から13の案件につきましては、資料No.1のほうにございます。全ての要件に該当しないことが許可の条件となっておりますので、こちらについては全て該当しないということになっております。14番の案件につきましては、こちらは資料No.1、カッコ追加という別でお配りしております。1種農地ですよということが該当するになっておりますが、ご説明の中で申し上げたとおり、不許可の例外に当てはまりますので、許可相当だろうと考えております。私から以上です。</p> <p>ありがとうございました。事務局の議案説明にあるように追認は11番だけですね。11番と14番ということですね。追認が2件でございます。ほかはですね問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。はい、中島浩司委員。</p> <p>14番の中島です。番号14番の○の件ですけど、平成28年の時点で許可は要らないということで、通しといて、今回、許可が必要だったということで追認ということですけど、この追認、始末書は○からいただくとい</p>
<p>調査委員 (飯田 隆)</p>	
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	
<p>議 長 (石井照久)</p>	
<p>14番 (中島浩司)</p>	

<p>議 長 （石井照久） 事務局 （太郎良悠希） 1 4 番 （中島浩司） 事務局 （太郎良悠希） 1 4 番 （中島浩司） 事務局 （太郎良悠希）</p> <p>1 4 番 （中島浩司） 議 長 （石井照久） 3 番 （横田秀喜）</p>	<p>うことでしょうか。何かちょっと、1回、県でそれは要らないと言われたのに、今回、国に出したら、いや、実は必要だったんですよということで、それで、始末書を今回社長からいただくということですか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>今回、○さんの案件については、始末書はいただかないように考えております。</p> <p>始末書をいただかないのですか。</p> <p>はい。</p> <p>いただかないですね。</p> <p>委員がおっしゃいましたように、きちんと、当時、ご相談を受けて、検討、確認をした上で必要ないと言いました。今回、やっぱり要るとするのは、○さんのほうには落ち度がないといえますか、でありますので、始末書はいただかないと考えております。</p> <p>いただかないですね。わかりました。</p> <p>はい、横田委員。</p> <p>今さっき中島委員がおっしゃったとおりのことですが、事前に平成28年に協議した段階の土地と今回の土地を分けて申請はできなかったのですか。今回の土地は問題ないと思うのですが、向こうの平成28年に協議した今建っている建物は問題があったので、分けて申請というのは出来なかったのですか。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>今回申請をいただいたのが、ちょうど写真に写っている手前側だけの土地に建てようという申請をいただいておりますので、奥の土地はもう1筆として許可をとるように言われましたので、今回のような上げさせ方をさせていただきます。</p>
<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>ちょっと意味がわからないのですが、今回の申請、39,000 m²は全体の土地のことを指しているのでしょうか。今、建物が建っている土地も含めての申請なんですよ。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>だから、建物が建っている所と、こちら側、手前側というのは分けて申請というのは出来なかったのですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、県のほうはですね、一番右側の平成28年の分はもう許可ということだったのですよ。全体的に今度手前のほうをするならば、一緒に国のほうが許可をとってくださいということですね。ですから、もう申請自体は今回は手前のほうだけだったのですが、全体的な3町9反になってきました。</p>
<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>別に悪いというわけじゃないんですね。ですから、これを国の指示で、平成28年、今日来た分も今回に含めてやりなさいって言ったらもうしょうがないと思うんですけど、私どもとすれば、分けて申請していただいたほうが。決して反対するつもりじゃないんです。わかりやすかったんじゃないかなと思います。それだけの話です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>奥は奥でもう28年に解決してますからということでしょう。事務局が一番最初に上げてきた図面の中にはですね、手前のほうだけだったんですよ。今回の分だけですね。そこで、県のほうに相談したら、そういうふうにしたほうが良いということで、今回一緒に出したところですね。事務局、そういうことでしょ。</p> <p>何かほかにございませんか。事務局の議案説明にあるように、追認が2件です。ほかは問題ないということでございます。何もなければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、5ページです。議案第3号農地法第5条の規定による事業計画変更の件、1件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案書5ページ、議案第3号、農地法第5条の事業計画の変更についてです。今月は1件申請がありました。</p> <p>番号1、大字庄手〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積が539㎡です。一般住宅を建てる方が変わる、人が変わるという趣旨での計画変更の申請ということになっております。申請人は日田市亀山町の〇さんです。変更理由は、自宅を建設する予定であったが、経営する事業の経営が悪化し、計画どおりに遂行することが困難となったため申請するものです。事業継承者は、日田市北友田1丁目の〇さんです。申請理由は、当該地の面積等の条件が計画と合致したためです。場所のご説明をいたします。近くには〇さんの〇などがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこ</p>

<p>調査委員 (飯田 隆) 議 長 (石井照久)</p>	<p>のようになっております。なお、こちらの案件は、次の議案第4号の19番で審議いただく案件と同じ土地についてのもことになります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>これは事業計画変更ということで1件出てます。これも問題ないと思っております。</p> <p>ありがとうございます。5条の計画変更申請の件でございます。よろしいでしょうか。何かあればご発言いただけます。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なければですね、この件につきまして、ご承認いただけましようか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>続きまして、6ページです。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、10件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案は6ページになります。議案第4号、農地法5条についてです。今月10件申請がありました。</p>

まず、番号12、大字十二町〇、地目が台帳、現況ともに田、面積が1,632㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市玉川町の〇さん。譲受人が東京都の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受け、宅地分譲用地として利用したいということです。場所は近くには〇さんや〇さん、〇さんなどがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このような形になっております。こちらが字図です。現況はこのような状況になっております。

続きまして、番号13、大字高瀬〇、地目は台帳が田、現況が畑、面積が580㎡の第2種農地です。このうち245㎡を農業用倉庫として申請をするものです。貸人が日田市大宮町の〇さん、借人が日田市大宮町の〇さんです。申請地を借りて農業用倉庫として利用したいということです。場所は近くに〇さんや〇さんなどがありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。水色の線が一筆の形で、その中のおおよそ赤のところに倉庫を建てる予定ということです。字図がこのようになっております。現況はこのようになっております。

続きまして、番号14、丸の内町〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が1,665㎡の第3種農地です。貸人が日田市丸の内町の〇さんで、借人が日田市丸の内町の〇さんです。申請理由は、申請地を借り受け共同住宅建設用地として利用をしたいということです。場所は近くに丸の内公民館や〇さんなどありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ますとこのような形になっております。こちらが字図です。現況はこのようになっておりまして、赤く囲んでいる内側の土地ということになります。

続きまして、番号15、大字三和〇、地目が台帳、現況ともに田の86㎡です。こちらは第2種農地になります。譲渡人が日田市藤山町の〇さん、譲受人が日田市藤山町の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受け、倉庫用地として利用したいということです。場所のご説明をいたします。〇さんと、戸山中学校のおおよそ間にある赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況はこのようになっております。手前のほうは既に分筆されておりまして、恐らく国道を拡幅して道になるところかと思っておりますので、もう赤く囲んでいるところが申請地ということになります。

ページをめくっていただきまして、次の番号16に移ります。大字友田〇、地目が台帳、現況ともに、田の346㎡です。第3種農地です。譲渡人が日田市南友田町の〇さんで、譲受人が日田市南友田町の〇さんです。申

請理由は申請地を譲り受け、一般住宅用地として利用したいとのことです。場所は○さんや○さんがある、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況はこのような状況になっております。

続きまして、番号17、天瀬町湯山○、地目が台帳、現況ともに田の1,121㎡で第2種農地です。譲渡人が日田市天瀬町の○さん、譲受人が日田市南元町の○さんです。申請理由が、申請地を譲り受け、太陽光発電パネル設置用地として利用したいとのことです。近くには天瀬振興局や天ヶ瀬駅から山手のほうに上っていった、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっています。こちらが字図です。現況はこのような様子になっています。

続きまして、番号18です。大字高瀬○、地目が台帳、現況ともに田の1,025㎡で第3種農地です。譲渡人が日田市誠和町の○さん、譲受人が日田市高瀬本町の○さんです。申請理由が、申請地を譲り受け資材置場用地として利用したいとのことです。近くには○がございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっています。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続きまして、番号19、大字庄手○、地目が台帳が田、現況が畑、面積が539㎡の第3種農地です。譲渡人が日田市亀山町の○さん、譲受人が日田市北友田1丁目の○さんです。申請理由が、申請地を譲り受け一般住宅用地として利用したいとのことです。先ほど計画変更でご説明したところになります。繰り返しになりますが、近くには○さん○がございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっています。こちらが字図です。同じものですが、現況の写真はこのようになっています。

ページをめくっていただきまして、20番の案件に移ります。大字西有田○、地目は台帳が田、現況が畑、面積が198㎡の第3種農地です。譲渡人が福岡県にお住まいの○さん、譲受人が日田市天神町の○さんです。申請理由が、申請地を譲り受け住宅拡張用地として利用したいとのことです。場所のご説明をいたします。近くには○さんや○さん、○さんなどございまして、赤く丸をしているところです。こちらが航空写真で、赤く印をつけているところが申請地です。水色のもともと大きい土地だったんですが、既に分筆されておりまして、赤く印をしているところを、黄色のところにお住まいの○さんが譲り受けるということです。譲り受けた後は家庭菜園として使うということで申請を受けております。こちらが字図です。こちらが現況の写真になります。奥の黄色で

<p>調査委員 (飯田 隆)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>4 番 (江藤義幸)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>印をつけておりますお宅に○さんはお住まいで、赤く印をつけている申請地を譲り受けるという内容でございます。</p> <p>続きまして、番号21、大山町西大山○ほか2筆の計3筆です。地目が台帳、現況いずれについても畑となっております。面積が合計で636.96㎡の第2種農地です。譲渡人が○にお住まいの○さん、譲受人が日田市大山町の○さんです。申請理由が申請地を譲り受け給油所及び商業施設用地として利用したいとのことです。場所のご説明をいたします。○の○があるところの赤く丸をしているところが申請地です。こちらが航空写真になります。こちらが字図です。赤く印をつけているところが申請地です。現況の写真はこのようになっております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>5条なんですけど、10件あっております。この中で私たちが見た限りでは、まあ問題はないかなというところがあって、皆さん方にご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。こちらも全ての要件に該当しないことが許可の要件となっております。5条につきましては、いずれの要件にも該当しないということで確認をしております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。事務局の議案説明にあるように問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。はい、江藤委員どうぞ。</p> <p>4番の江藤ですが、13番のですね、農業倉庫建てる場所ですけど、これは245㎡、既に借りているんですかね、○さんが。580㎡を借りた内で245㎡を農業倉庫として建てるわけですか。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
---	---

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>申請書の中に土地の賃貸契約書をつけていただいております。その中には、245 m²を借りますよという内容がございますので、1筆丸々を借りているわけではないということになります。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>そうしますと、その建てた別のところは誰が管理するわけですか。この○さんという人が管理するわけですか。ただの畑として管理するわけですか。それは到底そういう考えは無理ではないかなと思うんです。いかがですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>実際に申請書の中については245 m²を借りますということにはなっておりますが、実際はこの倉庫に機械を入れたりするために土地の中を通るようにはなりません。この倉庫を実際に使うのは○さんが使われるということなので、そこで管理されるものと思われま。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>それでは、○さんは○に全体を貸しているということになってしまうんですね、あの水色の部分は。個人の名前で上がっているというか、借りるようになっているが、それはなぜなんですか。代表なんですかね。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>私のほうから説明させていただきます。議案にもありますように個人名、○さんの名前で出ているのですが、実際に使われるのは○になります。ただ、○というのがですね、法人ではない扱いになっていてですね権利能力のない社団という扱いになりまして、こういったところがこういう転用の申請を出すときは、この○ですることが出来ないで、○である個人名で出しているということになります。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>では、なぜ水色の部分を全部借らなかったのですか。借りてそこに倉庫を建てるということをしなかったんですか。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>実際のところはですね、もう進入路とかいうことで使ってくる可能性は否定は出来ないのかなと思うのですが、申請の中では契約書も倉庫が建っているところと全く同じ面積ではない、ちょっと倉庫の部分プラスアルファぐらいの面積はあるようなのですけれど、確かにおっしゃるとおり本来だったら全て借りたほうが実際に使う場合の都合はいいのかなとは思いますが、図面等を見ても、この倉庫のこの写真でいうと、手前側のほうから入れるところはあるので、里道等もですねこの図でいうと、下が南側なんですけれども、そこから入れないこともないので全体の契約ではなくても問題はないのかなというふうに思っておるところです。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>これはですね20年借りるわけですよ。20年経ったら、この〇さんという人が、いくつになるか知らないですけど。こういう状態で買い取っても貸しとしても良いのかなと、ちょっと疑問を感じました。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>そうですね、この分の土地を丸々この1筆分借りるような形で、転用も丸々1筆全部転用するのだというふうには許可の申請が出たとしても、内容的には問題のないものかなというふうには事務局で思っているのですが、この図でいうと何と言いますか、右下の部分だけで足るということで申請が出て、その中で事務局でも、協議した上でそれでも問題がないだろうということで、今回、こういったものでお受けして議案として上げていると、そういう流れになります。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>わかりました。ちゃんと〇の人に管理してもらうということで。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>江藤委員よろしいですか。結局、残った部分を〇さんは農業の方ですので、管理してもらえば良いということじゃないですかね。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございますか。ありませんか。それではですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり許可相当といたします。飯田委員長、これで全て終わりましたが、現地調査の結果なり、感想をお願いいたします。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (飯田 隆)</p>	<p>28日に現地を見て回ったんですが、件数が多くて朝から夕方まで1日かかりました。ほかの委員さんも大変ありがとうございました。またよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れでございました。</p> <p>それでは、続きまして、議案第5号ですね、11ページでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定でございます。新規17件、再設定22件、中間管理事業一括方式12件、解約6件でございます。それでは、議事参与の方が6名おられますので、申し訳ございませんが一度に退出をお願いして、その分だけを先にしたいと思います。それでは、○委員、○委員、○委員、○委員、○委員、○委員の6名の方の退出をお願いいたします。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、○委員、○委員 退席)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、○ページのNo.○、○ページの○、借り手○さん。続きまして、○ページ、○番、借り手○。同じく○ページですね、No.○、借り手○委員。○ページの○番、○ページの○番、○番、○ページの○番、借り手○。それと○ページの○番、借り手○。○ページの○番、○番、借り手○でございます。この6名の委員の方々の分を先にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、○委員、○委員 着席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、それぞれの委員さんのエリアにおいて、ご確認をお願いいたします。問題があれば挙手して発言をお願いしたいと思います。ありませんか。</p> <p>なければですね、計画要請の内容はですね、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったら、ご承認いただけでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>40ページです。議案第6号、現況証明、非農地証明書の発行について5件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>

事務局
(河野宏知)

それでは、議案40ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は5件申請がありました。

まず、番号16、大字日高○で、地目は台帳は畑、現況は原野、面積が421㎡です。申請人は日田市日高町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。航空写真ではこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのように背丈ほどの笹が一面に生えている状況です。

続きまして、番号17、大山町西大山○、地目は台帳が田、現況が原野で、面積が743㎡です。申請人は日田市大山町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○さんと、○さんがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。航空写真ではこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのように一面雑草が生えているような状況になっております。

続きまして、番号18、大字庄手○ほか3筆で、地目は台帳が田、現況が宅地で面積が767㎡です。申請人は日田市日ノ隈町の○さんです。申請理由は、平成6年9月6日に、○として農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○と○がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。航空写真ではこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのように○が建っております

続きまして、番号19、大字求来里○で、地目は台帳が田、現況が山林で、面積が409㎡です。申請人は日田市神来町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに神来町公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。航空写真ではこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのように雑木が生えている状況です。

	<p>ページをめくっていただき、続きまして、番号20、大字庄手〇で、地目は台帳が田、現況が宅地で、面積が491㎡です。申請人は日田市日ノ隈町の〇さんです。申請理由は、平成6年9月6日に、〇として農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに日隈小学校と〇さんがあります。赤く丸で囲っているところが申請地となります。航空写真ではこのような形になっております。こちらが字図です。現状の写真ではこのように〇の一部として使われております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員さんからは現地調査の際に証明発行して問題ない旨、承っております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。今の5件ですね、現況証明書、非農地証明書の発行について、よろしいでしょうか。何かある方は、挙手をしてよろしいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは現況証明書、非農地証明書を発行いたしたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、43ページ、議案第7号、5月調査委員の選任につきまして、私のほうから指名させてよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは指名させていただきます。5月の調査委員は、11番、河津裕治委員、13番、財津満寿光委員、14番、中島浩司委員の3名の方々をお願いしたいと思います。</p>

続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。

報告第1号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

7番 その他

(1) 3月戸別訪問集計表について

(2) 5月現地調査

日 時 5月26日(水) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 5月調査委員会

日 時 5月31日(月) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 5月定例総会

日 時 6月8日(火) 午後2時00分～ 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

5月21日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

- | | |
|--|---|
| | <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「4月分農業委員会活動記録簿」の提出日・ 「4月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日 <p>これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。</p> |
|--|---|

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年6月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 9 番